

平成29年度道内避難者移転費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）事故により応急仮設住宅に避難している世帯のうち、応急仮設住宅の供与期間終了後も避難生活を継続することが必要な世帯の公営住宅への移転を円滑に行うため、移転に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 応急仮設住宅

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、岩手県、宮城県、福島県又は北海道若しくは北海道内の市町村が、道内で応急仮設住宅として供与する借上げ住宅（雇用促進住宅を含む）・公営住宅等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により道内で無償提供される公営住宅等いう。

(2) 公営住宅

道営住宅及び道内の市町村営住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する避難世帯の代表者をいう。

- (1) 平成29年1月1日以降に応急仮設住宅で避難生活を送っていたこと
ただし、知事が特別に認める事由による場合は、この限りではない。
- (2) 応急仮設住宅の供与終了後も避難生活を継続することが必要であること
- (3) 公営住宅への移転が完了したこと

2 前項の補助対象者について、次の各号のいずれかに該当する世帯の代表者は除く。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき設定された次の避難指示区域（平成27年6月15日現在）からの避難世帯
 - ア 帰還困難区域
 - イ 居住制限区域
 - ウ 避難指示解除準備区域
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成27年6月15日時点で避難指示が解除されてい

た、田村市都路地区、川内村の東部地区（ともに原発から 20km 圏内）又は檜葉町の一部（原発から 20km 圏外）からの避難世帯）

- (3) 災害救助法に基づき応急仮設住宅が供与されている別表第 1 に掲げる岩手県又は宮城県の市町村からの避難世帯
- (4) 応急仮設住宅について、不適正な入居が認められる世帯

（補助事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、平成 30 年 3 月 23 日までに完了する公営住宅への移転とする。

（交付基準）

第 5 条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家財道具の運搬のため一般貨物自動車運送事業の許可を受けた事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出をした事業者（以下「引越業者等」という。）に支払った費用とする。
- (2) この補助金の交付額は、前号に規定する補助対象経費の実支出額とし、5 万円を上限とする。
- (3) この補助金の交付申請は、1 世帯（公営住宅へ移転する直前に入居していた住宅 1 戸）当たり 1 回とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による補助金の交付申請は、道内避難者移転費支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、公営住宅への移転完了日から 2 か月を経過した日又は平成 30 年 3 月 26 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 最後に居住していた応急仮設住宅の契約書（貸与許可書）の写し
- (2) 移転直前まで居住していた住宅の契約書の写し
- (3) 家財道具の運搬のため引越業者等に支払った費用の領収書（原本）
- (4) 公営住宅への入居届の写し
- (5) 補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに

補助金交付の可否及び交付金額を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は補助金不交付通知書（第3号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項により補助金申請者に対し、補助金の交付決定について通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、前2項の取消しの決定を行ったときは、交付決定取消通知書（第3号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）岩手県、宮城県からの避難世帯

岩手県	山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市
宮城県	石巻市、名取市及び女川町

第1号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

北海道知事

申請者
氏名 印
現住所
(被災時住所)
連絡先

道内避難者移転費支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

北海道での避難を継続する必要があるため、公営住宅への移転が完了し、道内避難者移転費支援事業補助金の交付を受けたいので、第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額	金 円
応急仮設住宅の所在地	
移転前住所	
移転先住所	
移転完了日	平成 年 月 日

(添付書類)

- ・最後に居住していた応急仮設住宅の契約書（貸与決定通知書）の写し
- ・移転直前まで居住していた住宅の契約書の写し
- ・家財道具の運搬のため引越事業者等に支払った費用の領収書（原本）
- ・公営住宅への入居届（入居許可書）の写し
- ・補助金入金口座に係る通帳の写し
(口座番号、口座名義が確認できるように写しをとること。)
- ・その他知事が必要と認める書類（追加で提出を求められることがあります）

【補助金振込口座】 ※補助金申請者と同一名義の口座とすること。

金融機関（銀行等）名	
支店名	本 店 ・ （ ）支店
預金種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
(フリガナ) 預金者名義	

第2号様式（第7条関係）

（記号）第 号
平成 年 月 日

（補助事業者） 様

北海道総合政策部長

道内避難者移転費支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、別紙指令書
のとおり決定されたので通知します。

なお、「道内避難者移転費支援事業補助金交付要綱」等に留意してください。

（部 課 グループ・係）

(記号) 第 号指令

(補助事業者の住所、氏名)

平成 年 月 日付けで申請のあった、道内避難者移転費支援事業補助金については、金 円を補助し、同額を確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北海道知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額
道内避難者移転費支援事業	円	円

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）、北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金交付要綱（平成 29 年〇月〇日付け地政第〇〇号〇〇部長決定。以下「交付要綱」という。）及びこの決定の通知に従わなければなりません。
- 3 補助事業等に関する書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければなりません。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。
- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (2) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 5 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセン

- トの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。
- 6 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 7 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(部 課 グループ・係)

第3号様式（第7条関係）

（記号）第 号
平成 年 月 日

（補助事業者等）様

北海道知事 印

道内避難者移転費支援事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金については、次の理由により、交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（部 課 グループ・係）

第4号様式（第8条関係）

（記号）第 号
平成 年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道知事 印

道内避難者移転費支援事業補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け（記号）第 号で交付決定した標記補助金について、次のとおり交付決定を取り消すこととし、道内避難者移転費支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 取消の理由

（部 課 グループ・係）